

投票に関するQ & A
(若年層の有権者向け)

以下のQ & Aは、令和5年4月23日執行の武蔵村山市議会議員選挙におけるものです。

このQ & Aでもわからなかったことや、さらに詳しく知りたいことがありましたら、相談窓口へ御連絡ください。

【相談窓口】 メール senkan@city.musashimurayama.lg.jp

電話 042-565-1111 (内線233)

Q1 最近、他の市から武蔵村山市内に転入しましたが、投票できますか。

A1 令和5年1月15日以前に転入届をして、その後武蔵村山市外に引越していなければ投票できます。

補足： 選挙で投票するためには、選挙人名簿に登録されていなければなりません。他の市から武蔵村山市内に引っ越しをした場合は、転入届をした後、3か月以上住み続けることで選挙人名簿に登録され、投票できるようになります。

Q2 今回の選挙で投票できる人の生年月日を教えてください。

A2 生年月日が平成17年4月24日以前の方が投票できます。

補足： 投票する場合は、投票日の4月23日に18歳になっている必要があります。

4月23日に18歳というと、4月24日生まれではなく4月23日生まれではないかと思うかもしれませんが、「年齢計算ニ関スル法律」では生まれた日を初日として数えることとなっており、誕生日の前日に1歳加算されるように解釈されているため、平成17年4月24日が誕生日の方も投票できることになっています。

※ 年齢のほか、3か月以上武蔵村山市に住んでいる必要があります（A1参照）。

Q3 4月23日の投票日には用事があって行けません。どうすれば投票できますか？

A3 期日前投票所で投票できます。

期日前投票場所・期間等

投票場所	投票期間・時間
中部地区会館 402 学習室（市役所本庁舎 4 階） 武蔵村山市本町 1-1-1	4/17（月）～4/22（土） 8：30～20：00
緑が丘出張所会議室 武蔵村山市緑が丘 1460 1104 号棟 1 階	4/17（月）～4/21（金） 9：00～20：00

Q 4 武蔵村山市内に家族と一緒に住んでいましたが、仕事（学校）の都合で一時的に遠方に滞在しています。住民票は武蔵村山市内にありますが、どうすれば投票できますか？

A 4 手続きをすれば、滞在している場所の選挙管理委員会で投票できます。

※ 不在者投票（遠隔地）という制度です。

手続方法

① 投票用紙を武蔵村山市に請求

【請求方法（いずれか一つ）】

- ・市 HP からダウンロードした請求書を武蔵村山市選挙管理委員会へ郵送
- ・武蔵村山市選挙管理委員会事務局から郵送（要連絡）された請求書を返送
- ・ぴったりサービス使ってオンラインで申請（要マイナンバーカード）

② 請求が認められると、武蔵村山市選挙管理委員会から投票用紙等が滞在先に届く

③ 投票用紙等が入った封筒を、滞在先の選挙管理委員会に持参して投票

※ 郵送でのやり取りに時間がかかるため、早めの手続きをお願いします。。

ただし、選挙期間の前に投票用紙の請求をしても、4月16日（告示日）以降にならないと投票用紙を滞在先へ送付することはできません。

Q 5 どの立候補者に投票すれば良いかわかりません。立候補者の事はどうすればわかりますか。

A 5 選挙公報、ポスターを見たり、候補者が行っている選挙運動の様子を見てみたりするとわかりやすいです。

補足：

【選挙公報とは】

候補者の氏名、所属党派、年齢、政見及び経歴などが書かれた新聞のようなものです。

候補者から提出された原稿を武蔵村山市選挙管理委員会がそのまま印刷し、発行・各世帯への配布を行っています。※市 HP にも掲載します。

※ 作成に時間を要するため、各世帯への配布には、各候補者から原稿を受領する日（4/16（日））から数日を要します。

【ポスターとは】

選挙が近づくと市内の84か所にポスター掲示場が設置されます。

ポスター掲示場は、枠と番号が書かれた大きな板のようなものです。

候補者は、作製したポスターをその掲示場に貼ることができ、また、そのポスターには候補者が有権者の皆様に伝えたいことなどが書いてあります。

Q 6 選挙期間中は市外の病院に入院しています。どうすれば投票できますか？

A 6 指定された病院であれば施設内で投票できます。

※ 不在者投票（指定施設）という制度です。

補足： 指定された病院とは、都道府県の選挙管理委員会から不在者投票ができる施設として指定されている病院のことです。

その病院に入院中で、投票日の当日や期日前投票期間中に投票所へ行くことができない場合、病院内で不在者投票ができます。

各病院の担当者が取りまとめているので、詳しい投票方法などは、入院先の病院の担当者に御確認ください。

Q 7 新型コロナウイルス感染症で療養しています。どうすれば投票できますか？

A 7 一定の要件に該当するかたは、自宅から郵送で投票ができます。

※ 不在者投票（特例郵便等投票）という制度です。

補足： 新型コロナウイルス感染症により、自宅療養をしている場合は、自宅にそのまま投票できる場合があります。詳しく、市 HP 等で確認するか、市選挙管理委員会へできるだけ早めにお問い合わせください。

Q 8 ケガをして投票用紙に書くことができません。どうすれば投票できますか？

A 8 投票所の係員による代筆ができます。

※ 代理投票という制度です。

投票方法

① 代理投票を希望する旨を投票所の係員に伝え、申請する。

※ 予め記入しておいた「投票お手伝いカード」（市 HP にあります。）を提示して伝えることも可能です。

② 申請後、投票所の係員 2 人が補助者として付き添い、投票所内に入る。

③ 補助者のうちの 1 人が指さしや小声で投票する候補者を確認し、投票用紙に記入する。

④ もう 1 人の補助者と、本人が指定した内容が書かれていることを確認する。

⑤ 投票箱に投函する。

※ 投票所への同行者やご家族が代わりに書くことはできません。

Q 9 身体に重い障害があり、投票所へ行けません。どうすれば投票できますか？

A 9 要件を満たしている場合は、ご自宅で投票できます。

※ 不在者投票（郵便等投票）という制度です。

補足： 重度の障害などで投票所へ行くことが困難なため、郵便による不在者投票があります。

制度を利用できる障害等の程度は、市HPに掲載しています。

該当する場合は、市選挙管理委員会に申請し、郵便等投票証明書の交付を受ける必要がありますので、お早めに市選挙管理委員会へ連絡・手続きをお願いいたします。

証明書の交付手続きは、選挙期間前でも随時受付しています。